

個別指導塾スイング 新型コロナウイルスに対するガイドライン 2020年6月1日版

【新型コロナウイルス感染症対策の基本方針】

クラスター(集団感染)が発生しやすい傾向のある「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の「三つの密」が重なる状況を作り出さないように努めます。マスクの着用や手洗いの徹底、教室内の衛生管理を徹底します。

(1)教室における感染拡大防止のための措置

教室内の感染予防のために、従業員等に対して以下の措置等を講じるように努めます。

- 1 従業員等に感染症に関する情報を正確に伝えます。
- 2 個人でも感染予防や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行います。
- 3 入社前の検温を徹底し、37.5度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、入社させないようにし、自宅待機を基本とします。

(2)塾生、従業員等の安全最優先のための措置

感染症が国内で発生している状態にあっては、塾生及び従業員等の安全最優先のために以下の措置等を講じます。

- 1 地域の学校が臨時休校を行った場合、塾生の通塾停止を含めた所要の措置を検討します。
- 2 塾生に軽い風邪症状(のどの痛み、咳、発熱)があった場合、通塾を控えてもらうよう努めます。
- 3 教室の所在する地域の地方公共団体において、所要の勧告・要請等が出された場合、それに従います。
- 4 通塾停止を実施しない場合も、運営上の工夫として、通塾時間の分散や従業員の時差通勤等を検討します。
- 5 授業等を実施する場合は、以下(3)、(4)のような措置を最大限講じます。

(3)感染症の予防策

特に注意すべき主な感染症の感染経路には、飛沫感染、接触感染があります。また、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごす空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。感染拡大につながる集団感染を予防するとともに、飛沫感染、接触感染それぞれに応じた対策をとります。

1 会話や発声等が必要な場面において、飛沫を浴びないようにすることで感染を防ぎます。マスク着用などの「咳エチケット」を実施します。また、風通しの悪い空間をなるべく作らないために、こまめな換気を心がけます。

2 接触感染の具体的な対策として手洗い等により手指を清潔に保ちます。手洗いが不十分になることを避け、タオルの共用は絶対にしないようにします。消毒液で共用部分(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を定期的に清拭します。消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使います。

(4)感染症の疑いのある子どもへの対応

1 塾生に発熱等の風邪の症状がみられる時は、自宅で休養するように指導助言します。

2 具体的な対策

次の措置等を講ずるように努めます。感染症の疑いのある塾生に気付いたときには、別室に移動させ、体温測定等により塾生の症状等を的確に把握します。保護者に連絡をとり、症状や経過を正確に伝えるとともに、適宜、医療機関等に相談して指示を受けます。子どもは感染症による発熱、下痢、嘔吐、咳、発しん等の症状により不快感や不安感を抱きやすいので、安心感を与えるように適切に対応します。保護者に対して、地域や事業所内での感染症の発生状況等について情報を提供します。

(5)感染症発生時の臨時休業の考え方について

塾生及び従業員等の感染が判明した場合には総合的に考慮し、臨時休業の必要性について保健所と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断します。この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、塾内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。

(6)必要かつ適切な措置について

1 塾生及び従業員等の感染が判明した場合又は塾生及び従業員等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、適切な対応例として以下の措置を講じます。塾生及び従業員等の感染が判明した場合は、治癒するまで通塾及び出勤を停止します。

2 塾生及び従業員等の感染が判明した場合、又は塾生及び従業員等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間を通塾及び出勤を停止します。

3 感染拡大を防止するため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底するとともに、塾内を適切に消毒します。